

## 【⑤支援金・給付金】

1 支援金・給付金の給付額がいくら支給されるのか知りたいのですが。

→ 原則として、上記④2により算定された休業前賃金日額の8割（支援金・給付金日額。日額上限 11,000 円）に休業期間の日数を乗じて得た額が支給されます。当該休業期間中に就労等（申請の対象となる事業所での就労等に限ります。）した場合、就労等日数（4時間以上の就労等であれば1日、4時間未満の就労等であれば0.5日）を当該日数から減じて算出します。

ただし、4時間未満の就労等であっても、所定労働時間が4時間未満の場合に、所定労働時間どおりに就労等している場合は1日としてカウントします。（例えば、所定労働時間が3時間の場合で、3時間就労等した場合は1日としてカウント。2時間就労等し、1時間休業の場合は0.5日としてカウント）

(例1：全期間休業しており、就労等していない場合)

- 休業前賃金日額：9,333円（上記④2（例1）のケース）
  - 支援金・給付金日額： $9,333\text{円} \times 0.8 = 7,466\text{円}$
  - ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。
- 5月1日～5月31日まで休業
  - 支給額： $7,466\text{円} \times 31\text{日} = 231,446\text{円}$
  - ※端数が生じた場合は小数点以下切り捨てとなります。

(支給申請書8～11欄の記載)

											9 ↓	8の期間のうち 休業事業所で4時間 以上就労等した日数	10 ↓	8の期間のうち 休業事業所で4時間 未満就労等した日数	11 ↓	10の報告日のうち事業 主から一部時間単位で 休業を命じられた日数	
令和2年		4月		日～		日		日間			日間			日間			
令和2年		5月		1	日～	3	1	日	日間			日間			日間		
令和2年		6月			日～			日	日間			日間			日間		
令和2年		7月			日～			日	日間			日間			日間		

(例2：休業中に数日就労等した場合)

- 休業前賃金日額：9,333円（上記④2（例1）のケース）
  - 支援金・給付金日額： $9,333\text{円} \times 0.8 = 7,466\text{円}$
  - ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。
- 5月1日～5月31日まで休業、10日と14日に6時間（1日としてカウント）、  
17日に6時間勤務のところ4時間休業し2時間だけ就労（0.5日としてカウント）
  - 支給額： $7,466\text{円} \times (31\text{日} - 2.5\text{日}) = 212,781\text{円}$
  - ※端数が生じた場合は小数点以下切り捨てとなります。

(支給申請書8～11欄の記載)

10日と14日の分											9 ↓ 8の期間のうち 休業事業所で4時間 以上就労等した日数			10 ↓ 8の期間のうち 休業事業所で4時間 未満就労等した日数			11 ↓ 10の報告日のうち事業 主から一部時間単位で 休業を命じられた日数		
令和2年	4	月	日～	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間		
令和2年	5	月	1	日～	3	1	日	2	日間	1	日間			1	日間				
令和2年	6	月		日～		日			日間		日間				日間				
令和2年	7	月		日～		日			日間		日間				日間				

17日の分

17日の分（所定6時間  
のところ4時間休業）

(例3：所定労働時間が3時間の場合)

- 休業前賃金日額：6,666円（上記④2（例2）のケース）
  - 支援金・給付金日額： $6,666\text{円} \times 0.8 = 5,332\text{円}$
  - ※端数処理は小数点以下切り捨てとなります。
- 5月1日～5月31日まで休業、10日と14日に3時間（1日としてカウント）、  
17日に3時間勤務のところ1時間休業し2時間だけ就労（0.5日としてカウント）
  - 支給額： $5,332\text{円} \times (31\text{日} - 2.5\text{日}) = 151,962\text{円}$
  - ※端数が生じた場合は小数点以下切り捨てとなります。

(支給申請書8～11欄の記載)

4時間以上就労して いないので空欄											9 ↓ 8の期間のうち 休業事業所で4時間 以上就労等した日数			10 ↓ 8の期間のうち 休業事業所で4時間 未満就労等した日数			11 ↓ 10の報告日のうち事業 主から一部時間単位で 休業を命じられた日数		
令和2年	4	月	日～	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間	日	日間		
令和2年	5	月	1	日～	3	1	日	3	日間	3	日間			1	日間				
令和2年	6	月		日～		日			日間		日間				日間				
令和2年	7	月		日～		日			日間		日間				日間				

10日、14日、17日の分

17日の分（所定3時間  
のところ1時間休業）

- 2 上記1の就労等には、実際に働いた場合以外に何が含まれるのですか。  
→ 年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤などの本人の事情による休暇、休業、欠勤が含まれます。
- 3 支給要件確認書で指している「休業手当」とはどういうものですか。  
→ 「賃金台帳、給与明細において休業手当と記載されているもの」、「休業日数に比例して支払われるもの」が「休業手当」となります。この「休業手当」が支払われている場合は支援金・給付金の対象にはなりません。
- 4 支給要件確認書で指している「見舞金」とはどういうものですか。【更新】  
→ 上記3の休業手當に該当しないものは名称にかかわらず、月額3万円以下、かつ、休業前賃金以下であれば、支払われている場合でも支援金の対象となります。  
なお、過去の労使交渉の結果の解決金など、新型コロナウイルス感染症の影響による休業とは無関係であり、賃金にも該当しないことが、労使双方による合意書等の客観的資料により確認することが可能である場合には、上記金額を超える場合であっても支援金の対象となります。この場合の申請に当たっては、こうした資料も合わせて添付いただくようお願いします。
- 5 休業手当として平均賃金の3割の金額が事業主から支払われています。この場合、支援金・給付金は受けられないのでしょうか。  
→ 休業中に法定未満（6割未満）の休業手当を受けている場合も支援金・給付金の対象とはなりません。
- 6 休業当初は休業手当が支払われていましたが、途中から会社の経営状況が極度に悪化し休業手当が支払われなくなりました。休業手当が支払われなくなった日以降については支援金・給付金を受けられますか。  
→ 事業主の指示により休業しており、休業中に賃金が受けられない労働者であれば、休業手当が支払われない期間について対象となります。
- 7 育児休業給付や傷病手当金を受けている間に事業所が休業しました。これらの給付を受けている場合は支援金・給付金の対象となりますか。  
→ 育児休業給付や傷病手当金を受けている場合、その休業の原因が事業主の指示による休業ではないことから、支援金・給付金の対象とはなりません。
- 8 学生支援緊急給付金を受け取っていますが、支援金・給付金は受給できますか。  
→ 支援金・給付金は事業主の指示により休業し、休業中に賃金が受けられないことに着目した給付であり、学生支援緊急給付金とはその趣旨目的が異なることから、同給付金を受給し

ている方も支援金・給付金の対象となります。

9 児童扶養手当を受給した場合、支援金・給付金は受給できますか。

→ 支援金・給付金は事業主の指示により休業し、休業中に賃金が受けられないことに着目した給付であり、児童扶養手当とはその趣旨目的が異なることから、同手当を受給している方も支援金・給付金の対象となります。

10 高年齢雇用継続給付を受けていますが、支援金・給付金は受給できますか。

→ 支援金・給付金は事業主の指示により休業し、休業中に賃金が受けられないことに着目した給付であり、高年齢雇用継続給付とはその趣旨目的が異なることから、同給付金を受給している方も支援金・給付金の対象となります。

11 フリーランスとアルバイトを兼業しています。フリーランスとして持続化給付金を受給した場合、アルバイトの休業に対して支援金・給付金は受給できますか。

→ 支援金・給付金は事業主の指示により休業し、休業中に賃金が受けられないことに着目した給付であり、フリーランスとしての収入の減少に対して支給される持続化給付金とはその趣旨目的が異なることから、同給付金を受給している方もアルバイトについて要件を満たす場合は支援金・給付金の対象となります。なお、②7もご参照ください。

12 支援金・給付金を受給した後で、事業主から対象期間中の休業に対する休業手当が支払われました。この場合、どうすればよいですか。

→ 支給要件確認書に記載してあるとおり、2週間以内に支給決定通知書に記載している都道府県労働局職業安定部へ申告してください。支給済みの支援金・給付金について返納していくことになります。

13 支援金・給付金の税法上の位置づけはどうなるのでしょうか。

→ 支援金・給付金は非課税であるため、所得申告は不要です。